

第9回 鳥取市市民自治推進委員会 議事概要

1 日 時 平成25年1月25日（金）14：30～16：20

2 場 所 鳥取市役所第二庁舎 5階第1会議室

3 出席者

(1) 委 員 大久保委員長、池井副委員長、竹川委員、上田委員、福島委員、四宮委員、木下委員、今度委員（順不同） 委員出席者 8名

(2) 鳥取市 安本協働推進課長、雁長協働推進課係長、竹内協働推進課主任

(3) 傍聴者 2名

4 議 事

(1) 協議事項

自治基本条例の見直し検討事項について

市民自治推進委員会意見書について

あいさつ

(委員長)

今日は引き続いて、自治基本条例の見直しでまだ意見交換していない部分と、委員会意見書のまとめについて論議をしていこうと思うのでよろしく願います。

(委員長)

それでは、自治基本条例の見直し検討事項ということで、前もって、私どもからの意見、行政等からの意見が出たものを整理しているので、この順序にしたがって意見を交わしていきたい。まず、第2条の定義のなかで、第1号と第4号につき出ている意見に対しての皆さんのご意見を伺いたい。

外国人の問題については、住民投票条例を議論する中で、いろいろご意見を伺っているので、第2条のこの市民の定義の場で特に議論する必要があるのか。自治基本条例では、「市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体」とあるので、この文言からは、当然永住外国人の方々も含まれるという立場に立っているので、あらためてその箇所を抜き出して記述する必要はないのではないかという意見もある。

(委員)

現行でよい。

(委員長)

(4)の「意思決定に関わること」という表現が分かりづらいので、もう少しよい表現がな

いかということである。言っていることはご理解いただけるのではないかと思うが。

行政の施策とか方針とか、計画とか様々な種類があるが、そういう方針を決める場に市民の参画をとということではあるが。

(委員)

参画ということがこのことを含んでいるので、現行で構わないのではないか。「意思決定に関わること」という文言は入れておかないと、参画の意味がぼけてしまう。

(委員長)

この条文の前段では、まちづくりの企画の立案から実施、評価という過程の意思決定に参画するということなので、趣旨はご理解いただけるのではないか。

(委員)

これはたぶんもう少し明確にできないのだろうかということだろうと思う。あくまで定義なので。あまり定義のところできっちり盛り込むということよりも、各論の制度のなかで、意思決定に係る具体的な手段というふうに位置付けて明確にするということが一般的ではないかと思う。ここであまり詳しく書くとすればいったい何があるのだろうかという気がする。

これはこれでいいような気がする。もし詳しくということであれば、制度のところでもより突っ込んだ話をとということなのだろうと思う。定義はいじらないということが有益な議論という意味ではいいのではないかと感じる。

(委員)

少し違和感を感じる文章である。個人的には、「市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程における意思決定に主体的に参加し、自律的に活動を行うことをいう。」というのであれば、参画というイメージになると思う。ただ、この文章でも悪くはない。

(委員長)

そういうふうに文言を修正してもいい。

(委員)

いま言われたのと、現行の条文は、言い回しが違うだけで同じではないか。

(委員)

参画の意味は、やはり意思決定に主体的に参加することである。かつ、自律的に活動していくところが参画のポイントなのだが、この文章だとそのあたりが少し曖昧なのかなと思う。ただ現状でも間違っていないと思う。

(委員)

提案された方のお気持ちは分からないが、参画ということの捉え方は、おそらく、市の政策推進の諸々の段階で参画していただくことであろう。これは、審議会や委員会の委員になられたりすることにより、いろいろな施策推進の段階で、広く市民の意見を反映させていただくこ

とである。ただ、やはり意思決定にというところあたりが、市民のみなさんにどのような形でというところが分かりにくくて、もう少しはっきりと分かりやすいようにしたらという気持ちかなと思う。意思決定に関しては、現行であっても、委員になられたり、様々な場で意見もされたりしている。市長も現在地域づくり懇談会等に積極的に出ておられて、意見反映を求めておられるが、そういう段階かなと思う。

意思決定に関わるということが分かりにくいのかなとは思いますが、そうかと言って施策推進に関わることというのも少し大げさであり、現行でも分かるのではないかと私は思う。

(委員長)

さきほど、委員が言われた文言に修正しますか。聞いていて分かりやすい感じがした。

(委員)

では、案として言うと、「市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程の意思決定に主体的に関わり、自律的に活動に参加することをいいます。」という文言になる。

(委員)

そうすると、地域住民の人たちが、NPO 活動等を通じて、町内の清掃活動なり、子どもの学校の送迎等の交通安全なり、そういう概念も出てくるかもしれませんね。

(委員)

まさにそういうイメージですね。自分達で問題を発見して、問題解決のために積極的にみんな考えて関わっていくということです。

(委員長)

いま提案して頂いたような文案に修正するということでよろしいか。最終的な整理はさきほど述べられた形で整理をして、もう一度全体を見るときに見直しをしていただければいい。現時点ではこのように整理する。

次の情報共有の原則について伺う。

(委員)

各論として何か制度を提案できればいいのですが、現段階では条文はそのままにして、さらに追加的に具体的に、こういうような形で共有しますというのが提案できるかどうか、まだ議論があまりできていないので、それは今回は見送りという話になりそうな感じではないか。

(委員長)

ここでご意見をいただいている、いわゆるまちづくりに関する情報というのは、行政からのみではなく、活動団体自体の情報も、双方に情報を共有することは大前提である。具体的に、行政の情報はかなり流れるが、活動団体の情報はどのように収集され、市政にどのように反映されているのかというのが質問のポイントの一つであろうと思う。これについて、現在実施されている施策をみると、地域づくり懇談会というのがあり、直接地域に出かけて、市のトップとの意見交換の場が持たれている。隔年開催ではあるが、その場でまちづくりに対する

協議会の課題を報告してもらって、それについて市と意見交換をするという形で実施されている。それからある意味では、それぞれの地区でそういう場を活用して、抱えている課題が反映されて、市も個々のまちづくり協議会の悩みも把握してもらっているという認識はしている。

(委員)

その現状があるわけですね。それで、条文としてどうするのかということになると、例えば、地域との懇談会というものを、例えばコミュニティのところで地区公民館を明記したように書きますかということかもしれませんけどね。あるいは、明記するか否かという議論ではなくて、もっと抽象的な意味での文言を6条に追加するという考え方もあるかもしれないが、いまやっている条文の検討という観点からすると、相当具体的なものとして出来あがっていないと、自治基本条例という性格上、盛り込みにくいのではないかというふうに思う。

(委員)

市の方で解説書を作成しておられて、その中では丁寧に説明してあるので、やはり基本的な事項の中で、それぞれの条文に各論を入れ始めたら収まらないので、各論は別個に制度化すればよい。

(委員)

逐条解説のなかに入れてもらうということでもいいのではないかな。

(委員長)

行政がやっておられる広聴制度は種類がたくさんあるわけで、新たなシステムを作るということでもないのではないかな。大事な視点ではあると思うが。

(委員)

このままでいいような気がします。コミュニティの条文の中にそういう考え方を盛り込むという考え方もあると思う。地区公民館まで明記してあるが、そこからもう少し、この条例を作った時から進んでいるというところを反映させる、ここら辺にもう少し具体的な制度なり文言なり入れてもいいかもしれませんけど、具体的なものを入れてしまうと今度は変えられないという問題もあるように思うが。

(委員長)

基本条例に明記するかどうかは別にして、行政サイドとして配慮されておるのは、毎年、まちづくり協議会の会長、事務局長の意見を個別に聞いて、それを次年度の行政の施策に、予算的なものを含めて反映されている。

(委員)

条文を変えることまでは必要ないのではないかな。ただ、このような意見があるので、解説の方で丁寧に説明していけばよい。

(委員長)

具体的な施策についてはいろいろ工夫されて、この趣旨に合うような取組みをされているということである。では、この6条については、現状通りとする。

次に、9条の議会の役割及び責務についてご意見を伺う。庁舎問題については、議員自らが現地に出て説明会をするということで、条例の趣旨に沿った形での対応につき努力されている。

(委員)

議会基本条例はどうなっているのか。まだ策定されていないのか。

(事務局)

策定されておりません。

(委員長)

これは意識的な問題提起であり、文言そのものはそのままとする。県議会は議員倫理規定みたいなものを出されている。

(委員)

議会の役割は、議会で議論されている内容の市民への情報提供というか、広く提供してくれることであるし、議員は4年ごとに直接選挙で選ばれているわけですし、提案されているように、議会がまっとうな責任を持つために、議会基本条例ということがある。その議会基本条例で、どういうことが議会としての任務をまっとうする責任の取り方として向かうのか、よく勉強していないので分からないが、例えば、今回の市庁舎の改築問題にしても、住民投票条例の前提になった議会提案の2号議案の前にも、確か2年くらい議会の特別委員会で議論されて来ていたはずで、そのことは私も全部は見えていないが、たしか議会だよりの方に、条例が制定される前でも出ていたように思うし、この基本条例が出来てからでも、例の市庁舎特別委員会の議論もしばしば議会だよりに出ていた。市報でも情報提供されていた。そういう点について鑑みれば、努力されているのではないかと思う。したがって、現行通りでよいのではないか。

(委員長)

基本条例が出来てから変わったのは、ホームページが出来たこと等だが、条文としては現行通りで考える。この扱いはこれでよいか。

次の13条コミュニティについてご意見を伺う。この部分は他の市町村に無い部分であり、鳥取市の特徴的な部分である。コミュニティの拠点施設という位置づけをして、基本条例に盛り込んでいるという趣旨については、基本条例の解説書の中にもかなり詳細に説明はされている。

(委員)

事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

解説書の内容を説明【鳥取市自治基本条例の解説10ページ】

(委員長)

実際にコミュニティの活動は、町内会の集会所、あるいはそれ以外の会議場とか学校とかいろいろあるが、それはそれである。ただ、公民館を拠点施設として自治基本条例に位置付けたり、一方では、生涯学習の拠点施設として位置付けたりと、2つの拠点施設の位置づけをしているので、町内の集会所とは性格が異なっている。拠点施設にしたというのは、まちづくりの核にしようということから、合併前であれば、新市域は公民館職員の定数が2名だったのだが、合併以降、自治基本条例が策定される経過も含めて、全市3名にしよう、旧市内は定数3名で、新市域は2名だったものを、全部3名に統一をして、それ以外にまちづくり協議会が設立されて、そのサポートをする機能に見合う要員配置のために1名を加えた。ですから、設備の充実と同時に、推進体制の人員もこの位置づけのもとに行ったという経緯があるものだから、活動の場所という意味ではなくて、もっと重たい位置づけをした経緯があるので、それをご理解いただければよいのかなと思う。

(委員)

条例を策定するときには、地域コミュニティを意識していたのだが、解説書によると、テーマコミュニティもその中に含めるとなっている。それを含めるとこの地区公民館というものが少し違って来る気がする。解説書にはテーマコミュニティも書いてある。その辺りの整理は、解説の段階でテーマコミュニティが入ってしまったもので分かりにくくなっているが。つまり、公民館とすんなりと合わなくなっている。

(委員長)

13条の2項、3項は広い意味でのコミュニティの捉え方になっていて、それに公民館が最後の方に入ってきているので。

(委員)

地域コミュニティだけに絞られるということになっているので。

(委員)

たしか13条の1項から4項が、地域コミュニティとテーマコミュニティの両方のコミュニティを対象に規定して、5項だけが特に地域コミュニティという主旨で敢えて盛り込んだということだったと記憶している。それで、拠点を柔軟に考えることについては、それでいいと思う。ただ、自治基本条例でそこまで書くのかというところがあって、そういうふうに書いてしまうと、それはそれで全部守らなければいけなくなってしまうので、自治体の計画との間に齟齬が出てしまうのではないか。つまり、学校区、自治会等に定めなくて、もう少し小さい区域で拠点施設を考えるというような話を盛り込んでしまうと、そうしなければいけないということもあって、ある程度現実的にいまどこまでやっているのか、どこまでの計画があるのかということも踏まえて条文を作っていく必要があるのだらうかなと思う。特にこの文言をさらに具体的に書くべきかということ、まだそこまで実態が着いてきていないのではないのかなという気がするが、いかがでしょうか。

(委員)

例えば、日吉津村なんかの場合は、コミュニティと自治会と分けてあって、自治会の場合は、自治会公民館の管理、活用というように分けてある。それであれば理解できるのかなという気がする。

(委員)

私もこの第5項のコミュニティを少し限定した方が分かりやすいのかなという気はする。コミュニティの活動というよりは、「住民自治活動の」という方がもしかしたら通りやすいかもしれない。あと、拠点施設と書くことによって、ほかにも拠点施設があるのではないかということとの整合性をとるのならば、「地区公民館を住民自治活動の主要拠点施設と位置づけ」というふうな書き方が現状と合うかもしれない。

(委員)

直しにできれば、テーマコミュニティと分けて、地域コミュニティの拠点として整理してもよいのではないかな。

(委員長)

公民館の位置づけの中で、地域コミュニティの拠点施設、生涯学習の拠点施設という言葉が使ってあった。

(委員)

生涯学習については、生涯学習に関する法律である社会教育法で規定してありますし、地域コミュニティと市の方でも解説を書いているので。

(委員長)

2項から4項のコミュニティは、広い意味で、いろいろな活動団体もイメージしてあるわけで、5項だけが地域コミュニティに限定されている感じがする。

(委員)

そもそもコミュニティという定義自体が、他市町村の定義に比べると鳥取市はすごくざっくりしているなどと思う。もう少し定義が細かく定められているので、そこがどうかと思う。

(委員長)

では、最小限の補強としては、5項を、特定のというか、地区公民館が、地域の住民自治の主体になっていることがわかるように修正をしてはどうかということですね。

(委員)

1ページの定義のなかで、第2条の第6号のなかにもコミュニティがあり、これとの関係が出てくるので、地域又は共同体意識ということで、これはこれでいいのかなと思う。

(委員)

共同体ということですね。制定当初は、まだテーマコミュニティというのが成長していない

のではないかということがありました。

(委員)

これに関して、自分の住んでいる地域というのが、ある程度同感だなと思う面があった。それというのが、ある程度大きい地域になってきて、公民館がそのなかに1カ所ある。そうすると、住民感情とか生活環境がそれぞれ違うものを一つにして公民館活動をやろうとしても、お互いに違う思いが日常生活のなかであるのに無理やりまとめようとする、まとまりづらいつい、ただ形だけ整えたということになってしまう。だから、コミュニティというのは、その地域で協働して連帯意識を持って暮らすことが出来るという、より身近なものにすべきではないのかと思うと、公民館だけとなると、公民館のなかにそういう地域別に2つの組織があってもいいはずなのだが。

(委員長)

だから、いちばん身近な地域コミュニティというのは、今のシステムで言うと町内会です。だから、そういうコミュニティもあるし、町内会が地域性を持って集まった、地区というか地域のコミュニティもあるし、もっと言えば全市的な集まりというものもあるし、いろいろあって、この13条の場合は、行政が直接まちづくりのための財政・人的・物的支援をここに集中しようということで、地区公民館という地域コミュニティを挙げられているという流れである。

(委員)

さきほど委員が言われたように、主要な拠点施設という書き方をするのは一つの方法でしょうね。公民館に限定しないという格好にはなる。

(委員)

ただし、支援するのは公民館だけだと。

(委員)

これは、地域コミュニティの活動の主要拠点施設ということ強く打ち出すということですね。

(委員長)

最小の手直しはそのあたりですね。

(委員)

私も5項目の件で、4項までは最も書き方であるのかなと思う。特に、個人的にはロケーション誘致といういわばテーマコミュニティの活動をしており、この条例を作られた段階で、このコミュニティ活動の位置づけにも入っているものだと理解しているのだが、特に鳥取市内の観光地を中心にしてロケーションをやりますので、そういうことを全国にテレビを通じて、ロケ地である鳥取の主な観光地が発信出来たり、あるいは、関係業界がロケーションで来ると、監督以下多数の方が来たりと、関係業界にお金が落ちると、まあそういうことを通じて活性化に寄与できたということをやっている。まあ4項までは、われわれの活動も認められている

のかなと思う。そうは言っても、コミュニティ活動というのは横のつながりが基本的なものであり、問題点を解決・改善していこうというのも組織というかグループ、町内会等だと思うので、コミュニティ活動には中心といいますか、中核というのはやはり町内会であってもいいし、小学校区にまとまるのであれば、公民館であってもいいので、ここの表現の仕方は、コミュニティ活動での中心的な位置づけとして、地区公民館等の充実に努めます程度にしてはどうかと思う。ご提案の意見には理解する。

(委員)

テーマコミュニティの活動拠点というのは特にはないのだが、何かそれらしきものを盛り込みますか。

(委員長)

テーマコミュニティの活動拠点というのは、さざんか会館にあるボランティアセンターですね。あとは公民館もそういう団体の使用が可能かどうかと言えば、使用可能ということですからね。

(委員)

市民活動団体を3つやっているが、公民館は使わないですね。

(委員長)

使う使わないは団体の判断なので、公民館は公の施設なので、広く使用してくださいというのが市の姿勢であるので。団体が活用するのかどうかは別の話です。

(委員)

他の市町村の事例でいうと、定義そのものが分けてあって、なかの規定内容についても、市民活動団体と自治会とか、地域コミュニティと分けて表記されているので、それをまとめて地区公民館を活動拠点施設と位置付けるのは少し違和感がある。

(委員)

だから、このコミュニティの初めに、地域を入れて、それから拠点施設を主要なという言い方をすれば意味が出てくるし、5項によって人材の配置もされているわけなので、それを無茶苦茶にするわけにもいかない。

(委員)

条例の制定当初は、地域コミュニティというのは敢えて限定していなかった。公民館をみんな使いましょうということだったのですが、現実にはそういうことになっていないということで、ではテーマコミュニティ用の拠点施設を考えるべきなのではないかということだと思っておりますが、ただ現状はそこまで行ってはいないのだろうなという気もしていて、では現状で盛り込めるのはどの辺りなのかということが気になったということです。

(委員長)

市庁舎整備が現在宙ぶらりんになっているが、新庁舎ができたあかつきには、一般の市民活動団体が有効に活用できるスペースを確保しなさいという話も出していた。

今のボランティア活動センターは手狭だし、使い便利があまりよくなく、ただ物を置く場所になってしまって、会議とかするスペースがないから、重なったらできないし、スペースを広げて、十分な活用ができる場を作らないといけない。

その辺の課題はあるが、この5項については、「地区公民館を地域コミュニティの活動の主要な拠点施設として」としてはどうか。この拠点施設という言葉は残っているので変えにくい気がする。

(委員)

テーマ型の活動支援、自律は4項から読めるということですね。

(委員長)

ただ、このコミュニティの活動は、地域コミュニティだけではなくて、一般の方の支援資格もあるわけなので、4項は広い意味でのコミュニティと捉えておいた方がよい。

(委員)

細かい話かもしれないが、地域コミュニティというふうに書いてしまうと、実態としてはそれでもいいのかもしれないが、テーマコミュニティの方が地区公民館を使えなくなりませんか。

(委員)

地域コミュニティといっても主要なということだから、テーマコミュニティについてはコミュニティの主要施設にしなくても拠点施設でも構わないので、地域に限った場合に、地区公民館の下に、それぞれの町内会には集会所があるし、それのおおもとということでもいいのではないかな。

(委員)

かえって地域コミュニティの主要な活動拠点と明確にしてしまうことで、テーマコミュニティも使いましょうという話だったのが、抹殺される可能性はないのかなという気がしたのですが。

(委員長)

そこまではならないのではないかな。

(委員)

最初は、テーマコミュニティも地区公民館を使ってその中に入って行こうということだった。だから、ここは敢えてコミュニティとしか書いてないはずなんです。

(委員長)

利用については、市もそのように認識され指導もされてきていますので、それを変えるということにはならないと思う。そこら辺は整理しておいてください。専門家の立場でまた検討を

してもらわなければいけないので。

(委員)

実際に動き出したものとの整合性をとっておかないといけない。たぶん市の政策としては、地域コミュニティを考えての人材等の充実だと思うので。

(委員長)

市長部局の改革もこれに絡むものですからね。それを崩せということにはちょっとならない。それでは13条は以上のような論議を踏まえて提案させてもらおう。

次に総合計画ですが、事務局の方から説明してください。

(事務局)

担当課の意見を説明

「・・・総合計画の実施計画について、行政評価を行い、その結果及び達成状況を公表します。」

見直しの機会に併せてこの表現を修正したい。

(委員)

今言われたのと、改正するのは資質が違うのではないかと。つまり、原課の方から言われているのは、とにかく作ったら固定しておきますよと、終わりまでね。見直しはやらないで。ただそのなかで行政評価を行い、市民に報告するというのであれば、少し柔軟性に欠けるのではないかと思う。だからそれをどう考えるかですが、柔軟性のある総合計画にするのか、作った以上は何が何でも頑張りますと、ただそこで行政評価をやってその結果だけは市民の皆さんに教えてあげますということではないか。

(委員長)

総合計画に基づいて策定された実施計画については検証をずっとやっているけれど、本体の方の総合計画については取り上げていないという雰囲気もある。この総合計画は既に義務付けはなくなったのではないかと。

(事務局)

地方自治法に基づく、法的な義務付けはなくなっている。

(委員)

もとの条文は総合計画本体を見直すということだが、それとの関係はどうなのか。

(事務局)

実務者的な発想であることは事実です。

(委員長)

実施計画についてのチェックをして、その結果総合計画を是正しなければならないという問

題も出てくるのではないか。だから、実施計画だけをやれば良いというものではない。

(委員)

実施計画を入れたいのであれば、3項を作れば良いのではないか。

(事務局)

これは直接の担当課からの提案でもありますので、そもそも本体と個別との考え方の違いもあるのではないかとということ、今日時点でのご意見を持ち帰らせていただいて、担当課と話し合いを持ちたいと思う。

(委員長)

やはり、総合計画のもとになるものを見直すスタンスもあってもいいのではないかとということで、現状を肯定したいという感じではある。言われているように、また協議してみてください。それでは次の18条に移る。情報の公開及び提供です。

(委員)

これは私があげたものですが、改正の必要までの意識があって意見を出したわけではありません。運用面での疑問があったので提案したものです。この条例ができてからどのようなものが情報公開されているのか分からないが、通常考えたら市道や市の関連施設の入札にあたって、おそらく同業界から情報公開を求めてくるようなことがあるのではないか。その場合、どういう部分まで開示をして、19条にあるが個人情報の保護の観点から、どのようにされているのかなど。それから特に心配するのが、建設業者でも、建築計画概要というものを出品しなければならない。そうなってくると落札できなかった業者から情報公開の名のもとに、落札業者のノウハウを知りたいがために情報公開を求めているのではないかと思うが、どこまで情報公開をするのかという実態が知りたくて出したものです。

決して、背景を十分承知したうえで、今の条文の改正をしてくださいという主旨ではない。

(委員長)

主旨としては、この自治基本条例とは別の情報公開条例に基づいて運用されているという状況ですね。その運用がここにきて聞かれているような、プライバシーにかかるような問題についてどのように対応されているのか、実績がどうか知りたいということですね。

(委員)

心配なのは、運用面でどうされているのかということは、いま言ったような同業者が開示を求めてきた場合と、背景は不明だが一般市民の方が開示を求めてきた場合に扱いが違ってくるのかなという例と、その辺の考え方を知りたい。

(委員)

情報公開法とか情報公開条例というのは、目的を持って知るということではなくて、知るとしてそのものの権利を保障したものなのでね。

(委員)

別に法人でも構わないですよ。知る権利を保障するということだけですから。

(委員)

そうすると、入札結果を公開してほしいと、同業者が言ってきた場合は、業者名等出るということですか。

(委員)

情報の非公開理由というものがあって、それに抵触するものは出せないが、それ以外は公開ということになる。

(委員)

目的は問わない。ただ知りたいということだけですね。情報公開と言えどもやはり個人情報の保護の観点からどうかなと思うのですが。

(委員)

ですから、個人情報は出せません。情報公開と個人情報保護は別ですから。他人の情報をとるといのは情報公開ですね。その時に、自治体の側としては個人情報に当たる部分は出せませんという形になっていますから。これでプライバシーは守られるわけです。こういう位置づけです。

それで、たしかこの18条というのは、「まちづくりに関する情報」について、情報公開条例があるのは前提として、この「まちづくりに関する情報」については積極的に提供していきましようということ、それをあえてまちづくりに関して強調するというか、そういう主旨で置いていたと思う。

(委員長)

基本条例では、条文にあるように「まちづくりに関する情報」という一つの前提のもとで、まちづくりというのは行政と活動団体の協働でやるというのが原則なので。

(委員)

この18条には私も困っているところがあって、富桑地区や河原や用瀬で福祉のまちづくりに関する取組みに関わっているのだが、その際にいろいろな統計を住民とともに読み込んで、どういうまちづくりをしていこうかということを考えたいと思うのだが、統計データがほとんど無い。現在小地域単位で作られている統計は、自治会単位の人口・高齢化ぐらいしか採れない。世帯数、人口、5歳刻みの高齢化ぐらいしかない。では、例えば、その地域に独居の方がどれくらい統計上おられてとか、三世代世帯はどれくらいあってとか、あるいは、要介護高齢者がどれくらいおられてとか、この個人情報に当たらないようなある種統計データがほとんど無い。それを作っていただきたいと言っても、データがないから出せないとしか言われぬ。

(委員)

個人情報があるものすごく勘違いして受け取られて、自分の家族が自治会長をしていたときに、

災害があったときに一人暮らしの方が何人あって、その方を誰が連れて逃げるのかという調査があったが、個人情報だから答えられないということと言われたことがある。同じ町内であるのに、それを個人情報だと言われてしまったことがある。

(委員)

鳥取市の場合は解決していると思う。過去に審査会で開示対象とする判断を行ったと聞いている。

(委員)

現在はそうかもしれないが、その当時はそういった状況だった。

(委員)

ただその場合は一人一人の情報になるわけです。私が言っているのは、広い地区ぐらいの単位でどれくらい要介護高齢者がいて、10年くらいでどのくらい変化しているのかを知りたいのだが、統計データが無い。

(委員)

市全体のものはあるが、地域に限定してはないですね。

(委員)

ところが、まちづくりの単位は地区だと言っているわけですよ。それで地区で話し合っただけというふうなまちづくりをしていこうかと思ってもデータが無い。

(委員長)

人口は町区別にデータはあるが、さっき言われたようなデータについてはオープンになっていない。まあ有るのか無いのかも不明だが、非常に政策を進める上で大事な資料なんですけどね。地域でもそれらのデータを基にして様々な施策を考えなければいけない。

(委員)

市のデータを持ってきても、中山間地域と街なかでは全然違う。ということは、それぞれの地域性に合うデータを作っておかないと、まちづくりをしていこうという意識喚起ができない。ただし、地区を単位にデータを作るといふことの難しさも分かっている。なので、「可能な限り地区を単位として」ぐらいのニュアンスをどこかに入れることができないのかなという思いがある。

(委員)

市の担当課は、個人情報としては要介護度について認定しなければならないので、その情報は持っている。だから、あとは仕分けだけの問題だと思う。ただ、その仕分けをしているかどうかは分からないが、必要なのは特養や老健だとかの計画を作成するために使うだけだから、市全体だけを把握しておけばいいという考え方もあるようだ。

(委員)

なるべく国勢調査でも地区に割って出してもらえればありがたい。それが行政のやる気ひとつだと思う。例えば、これが京都市であれば、小学校区単位に様々なデータが揃っている。それがまちづくりの基礎資料になっている。

(委員)

興味があって皆さんのお話を聞いているのだが、まちづくりをするということについても、どのような情報が必要であるのかと言うと、例えば、介護福祉に関する業者が、どういうものが地域のなかにいくらあって、どれくらい充実しているのか、そういう情報というのが分からない。我々の地区では、ようやく昨年の暮れに6町内会の中に5つあって、そのネットワークを今度組んで、初めての会議を行ったのだが、そういう情報が、ほかの地域で、例えば先進的なところで、どれくらいの業者が集中しているのかとか、そのようなことが分かると、一つの地域のまちづくりをするにあたって、非常に有益な情報になると思う。

(委員)

それは県社協で、そういう施設一覧を作っているので、県社協におそらく全部が網羅されたものがあると思う。

(委員)

しかし、地域密着型の事業所を作るときに、県社協や県に登録はしませんよね。保険者は市ですよ。その情報が県社協に流れるんですかね。

(委員)

おそらくそうです。

(委員)

そのことから、意見にも書かれているように、企業の事業者が営利目的から情報公開を求めるということになってくるとどうか。

(委員)

それは構わないと思う。

(委員)

そうなってくると、6条の情報の共有の原則のところ、いわゆる地域密着型の事業をしようと思えば、公募制であったり、許認可権限が市にあって決まりますよね。だからそれがこの地域にこういうものが必要だということになると、かなり前から働きかけて、自分の地域にそういうものが必要であるという交渉をして、公募の中の1候補者として登録されることにつながる。そうでないと、公募の中にそういう事業所を認められない。ですから、そういうことに絡んでくるので、この情報公開というのは興味があった。

(委員)

だから、いま後段で言われたことは、まあ基本条例ではやはり住民の皆さんが常々施策の運営について関与していく、そういうことを前提として情報公開に広く応じていかなければいけないという精神は分かる。だから私が言ったのは、要は、請求は企業であれ市民であれできることを保証しているということがあるので、やはり、さきほど言われたように、運用の問題で、そこは市の執行部の判断になってくるのかなというふうに割り切っていましたので。

(委員長)

文言は、さきほど委員が言われたようなこともあるので、まちづくりに必要なデータは積極的に作成して公表してほしいというのは、意見として出しておきましょうか。

(委員)

統計が無いということは、地域が主体的にまちづくりをする情報を奪っているのではないかと思う。

(委員)

6条の情報共有の中で、文言は盛り込まないのだけれども、情報共有してもらいたいものとしてこういう情報もあるということを出していかれてはどうか。情報公開の場合、営利目的であっても、残念ながら目的は関係なく出る。情報は出さざるを得ない。ただ、それも見越して非開示事由を作っていますから、たとえ営利目的でなくても情報は出てこないという形にもなっている。

(委員)

この項目については、主管課である総務課の意見としても、開示事由について仕分けすることはできないということをはっきり述べられていたので、ただ、いま言われたような、要介護度5の人がこの地域にどれくらいいるのかというような情報は、在宅介護をやる場合に、在宅と言うのはコミュニティの支援が必要だと言いながらも、それを排除することになるので、やはりそういうものは入れておいてもらわないと困る面もある。

(委員)

災害との関係では、鳥取市の場合そういった情報も情報開示していると理解しているが、確かに一般的には非開示情報と考えられているが、それではみんな困るので、各自治体ごとにまちまちではあるが情報開示を行っているところもある。

(委員)

情報公開については、鳥取県が全国一というのは知られているが、鳥取市が全国一というのは聞いたことがないので、県に併せて全国一になるように努力してほしい。

(委員長)

また整理をして、文言をどのようにするのは専門的な知見で直していただければいいので、必要な情報については整理してもらわないといけないという強い気持ちを出しておけばよい。

それでは、次に28条の市民自治推進委員会について意見が出ておりますが、今年少し形が

出来たのが、初めて、先進的な取組みをされているまちづくり協議会と直接的な事項について意見交換したというのはあったが、それを一歩踏み出して、我々が出向いて活動してはどうかというご意見だと思う。

これについては文言を直すというのではなくて、具体的な活動の在り方として、こういうことを意識して活動することもできるわけなので、そういうふうを考えてみたらどうかと思う。何かご感想はございますか。事務局で何かございますか。

(事務局)

別に市民自治推進委員会条例が設けてあり、その所掌事務のなかで具体的には明記しては無いが、運用として活動はしていただけるという条例の解釈もございますし、実際に、毎年意見書という形でまとめていただいたりということで、実態としては、活動の範囲を委員会としてどうしていくのかという内容になるのかなという受け止めをさせていただいている。

(委員長)

だから、市民自治推進委員会条例のなかで運用できるということですね。

(委員)

市民自治推進委員会は、地方自治法に基づく委員会と言うことで理解していいわけですね。そうすると、条文としては市民自治推進委員会の前に地方自治法の条文を入れなくてもいいのか。

(事務局)

ノーマルな規定としてはそうだが、これはおそらく、全般から考えて、条例の表現そのものが省いても理解してもらえないのではないかという作り方になっていると思う。

(委員)

それであれば結構です。

(委員長)

ここに出ている提起については条例の運用で消化できるのではないかということですので、条文そのものは修正必要ないということで考えてはいかがでしょうか。

それから、次の29条の条例の見直しですが、4年というのがどうかというご意見ですが、条例を変える具体的な根拠がないように思う。

(事務局)

これは、事務局からの提案ですが、見直さなければいけないという意味ではなく、見直しの議論のなかでの検討をしていただく項目であろうということで挙げている。もともと議員や市長の任期を意識しながらの規定になっているので、そのまま考え方としていいのかどうかということで、問題があるという意識を持つての提案ではない。

(委員長)

だが、運用する上で本当に問題が出てくれば4年ということにとらわれることなく、その時点で見直しを行う必要がある。だから、市長がどのように判断するのかということになる。

(事務局)

期間を入れておけば、必ずこの期間が来れば見直しの議論が行われることになるので、必要な事項であると思う。

(委員長)

これも明確な根拠はないが、現状維持ということで考える。長丁場になったが、見直しの関係は一応出ていた意見については一通り検討させていただいた。あとは、これまで何回か論議した論点の整理をして、最終的に答申をどのような形とするのかということ、事務局を含めてまとめていかなければいけないと思う。特に、委員各位の意見が一致できていない部分というのは、住民投票の常設か個別かということに絡んだ構成要素、文言も含めて、そういう点があるので、そこら辺は、両方の論議を整理した上で、そこについては、二通りの意見があったという整理に持っていかなくてはいけない。そういうことで、事務局で論点をまとめていただいて、2月の早い時期に委員会を開いて論議できるように、少なくとも2月中には、後半の場でもいいので、委員の皆さんの論議が出来て、ある程度の答申の形ができるような段取りをしていただければありがたい。

それでは最後に市民自治推進委員会の意見書の関係について、現状なりこれからの進め方について事務局の方で説明をお願いします。

(事務局)

現在各委員に意見書の記入表を送付させていただいている。今日時点で2名の委員から提出をいただいているが、これを各委員から回答いただいて、それをもとに意見書の(案)をまとめていき、2月の委員会で提示させていただきたい。意見書の参考資料としては、第8回員会で配布した参考資料3～8がほぼすべての資料となる。まずもって、意見書の記入表の返信をお願いします。

(委員長)

年度末で皆さんいろいろお忙しいと思うが、期間があるので、なるべく早期の返信をお願いしたい。事務局のまとめの時間もあるのでお願いします。いろいろな角度から感じられたことを意見として出していただければ結構なので、必ずしもひとつにまとめて整理する必要はなくて、意見を列挙しても構わないので、お気づきの点はどんどん出していただきたい。

この意見書の集約については、以上のような大雑把な意識合わせになるが、提出はなるべく早くということをお願いします。

次の日程だが、これも説明をお願いします。

(事務局)

日程調整の締め切りを月曜日に行っているため、報告がまとまり次第日程をご連絡させていただく。

(委員長)

皆さんの日程が出たら、あらためてお知らせをして、多くの委員の方がご参加していただける日を設定していただきたい。皆さんの方で何かご意見はございますか。事務局の方はございませんか。

(事務局)

先ほど申し上げました、意見書と日程の回答を早期にいただきくことをお願いする。

(委員長)

それでは今日の委員会はこれで閉会とする。寒い中大変御苦労さまでした。

5 閉会 16:20